

## 大阪府・大阪市特別区設置協議会

### 《第20回協議会 議事録》

■日 時：平成26年12月30日(火) 15:00～16:30

■場 所：大阪市会 特別委員会室

■出席者：今井豊会長、坂井良和副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、  
(名簿順) 浅田均委員、大橋一功委員、清水義人委員、八重樫善幸委員、花谷充愉委員、  
中村哲之助委員、宮原威委員、床田正勝委員、美延映夫委員、河崎大樹委員、  
明石直樹委員、辻義隆委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(松井会長)

それでは、皆さん、御苦労さまでございます。ただいまから、第20回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。

大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上の委員に御出席をいただいておりますことから、定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをまず御報告を申し上げます。

本日は、平成26年11月25日付で、協議会の早期開催を求める要求が公明、自民、民主、みらい、共産所属の委員から提出されていること、また、平成26年11月28日付で、特別区設置協議会に関する府・市両議会の審議結果が大都市法第6条第2項に基づき協議会宛てに通知されていることを踏まえまして、急遽、お集まりをいただいた次第です。この押し迫った時期にまことに申しわけございませんが、御容赦をいただきたいと思っております。

それでは、まず、会長の選任の手続を行いたいと思っております。

7月23日の第17回協議会において動議があり、それを受けて、委員間で協議が行われ、その上で知事、市長の選任ということで、私が会長職を引き継いでおります。本日は、改めて会長の選任を行いたいと思っております。委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っておりますが、御発言、御意見のある方は挙手にて御発言をお願いします。

大橋委員、お願いします。

(大橋委員)

ただいま、会長のほうから新しい会長の選任について御案内がございました。この間、大都市制度に造詣が深く、また、非常に熱心に取り組んでおられます、また、大阪府議会の最大会派の幹事長でもございます今井委員をご推選いただけたらというふうに思いますので、よろしく御願い申し上げます。

(松井会長)

ただいま大橋委員のほうから、今井委員の御推選がございました。ほかにございますか。お願いします。

(長尾委員)

民主みらいの長尾です。会長の選任について御提案を申し上げたいと思います。

会長、副会長につきましては、これまで協議により、府・市両議会の議長が選任されてきた経過がございます。条例協議会のごとき以来の慣例ともなっております。今、この慣例を変更する理由は全くないと存じますので、両議会の議長から選任すべきであるというふうに思っております。会長につきましては、したがって、岡沢委員、床田委員、どちらがなっただけでもよろしいんですけども、この際、諸事情を考慮いたしまして、会長には、大阪市会の議長であります床田委員を選任していただくことを御提案申し上げます。以上です。

(松井会長)

その他、御意見はございませんでしょうか。

それでは、会長につきましては、協議会の会長につきましては、協議会規約第5条第2項に基づきまして、私と橋下市長が選任をするということになっております。ただいま、長尾委員からも御意見はいただきましたが、私と橋下市長の指名推選という形で会長を選任したいと、こう思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(松井会長)

それでは、橋下市長、維新の議員、大橋委員のほうから今井委員を会長にという御推選がありましたけども、それで推選したいと、よろしいですか。

(橋下委員)

結構です。

(松井会長)

それでは、会長に今井委員を選任させていただきたいと思いますので、御了解をよろしくお願いいたします。

この件については、御意見、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

(松井会長)

ありがとうございます。

それでは、法定協議会会長に今井会長を選任いただきます。私と場所をかわらせていただきます。

(今井会長)

ただいま、松井知事、橋下市長から会長に選任されました今井です。協議会規約に沿っ

て会長の職責をしっかりと果たしていきたいと、このように思います。委員各位におかれましては、協議会の円滑な運営に御協力をいただきたいということで、よろしく願いをいたします。

それでは、座ってさせていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、協議会規約第5条第6項により、会長に事故があるとき、また、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を代理するとなっております。この件につきまして、私のほうからは、職務代理者として坂井委員に御就任いただければと思っております。坂井委員におかれましては、会議の運営につきまして、特に私のサポート役もお願いしたいと、このように思っておりますので、副会長として御就任していただきたいと考えます。坂井委員、よろしいでしょうか。

(坂井委員)

はい、結構です。

(今井会長)

ただいま、坂井委員ということで、皆さんの御賛同をいただいたものというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、坂井委員、よろしく願いします。

床田委員。

(床田委員)

着席のままでもよろしいですか。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(床田委員)

自民党の床田でございます。

私と岡沢議長でございますけれども、我々につきましては、規約の第5条につきまして、府会と市会の議長ということで選出をさせて、本法定協の委員として選出をさせていただいているかと存じます。今までの条例協、もしくは、この法定協におきましては、申し合わせの中で、知事、市長の指名というのは存じていますけれども、これまでの申し入れの中で、両議会の議長が会長、副会長ということでこの間進行してきたように記憶をいたしております。それは、あわせて何を言いたいかと申しますと、両議長というのは、それぞれの会派には所属しておるものの、議会においてはお互い中立の立場を維持しなければいけないという職責ももう一方で持ち合わせているわけでございまして、これは議会であっても、ふだんであってもしかりだと考えております。ですので、我々が法定協に出させていただきますと、先ほど御両名の御推選がございましたけれども、今後、岡沢議長と私がこの場で発言をさせていただく内容についてなんですけれども、私は、自由民主党の枠から出さ

せていただいておりますし、岡沢議長さんも維新さんの枠から出ておられることになるか  
と思います。そうなりますと、我々、議長でありながら一つの党に属した発言をしなけれ  
ばならないという矛盾がもう一方で生じてくるかと存じますけども、そのところについ  
てどうお考えいただいていますでしょうか。

(今井会長)

発言の内容についてですか。

(床田委員)

私と岡沢議長さんがここで発言させていただくことが、法定協の会長と副会長という職  
でなくなるということは、岡沢議長さんは維新さんから、私は自民党から選出をさせてい  
ただいている委員ということになりますよね、位置づけとしては。そうなりますと、発言  
の内容が議長としてではなしに、それぞれの会派から所属する一委員としての発言に変わ  
ってしまうということになるんです。ですので、議長としての職責から少し矛盾を生じな  
いかと。

(今井会長)

委員としての職責で発言していただいたら結構です。

(床田委員)

それでしたら、会長にお手数をかけますけども、今後のこともございますので、岡沢議  
長さんと私につきまして、この場の発言につきましては、議長ではあるんですけども、そ  
れぞれの会派から選出されている委員としての発言について御了解をいただけることをこ  
の場で手続だけとっていただけたらありがたいんですけども。

(今井会長)

ほか、何か意見。

浅田委員。

(浅田委員)

床田委員、先般も申し上げたことがあるとは思いますが、法定協議会の会長と  
いう立場は、議会で議長と副議長がそれぞれ単独で独立して選ばれて議長団を構成すると。  
だから、議長が不在のときは副議長がそのかわりをすると。しかも、中立的な立場で議会  
の運営に諮るといふような御主張はそれはそのとおりだと思います。ただ、法定協議会の  
会長職というのは、協議を経て、市長、知事が指名するということになっておって、法律  
上は会長の指名だけなんです。ただ、御提案がありましたので、かりそめに副会長という  
お立場で職務代理を置いていますけども、法律上の位置づけはあくまで会長に事故があ  
る時のリリーフ役としての職務代理でありますので、この場では副会長という呼び方をし  
ておりますけども、法律上はない役職なんです。だから、出ていただいている床田議長に  
おかれましても、あくまで一委員ということで御発言いただく、これまでもそうでしたし、

今後もそうであると思います。

(今井会長)

床田委員。

(床田委員)

知事、市長が任命されることについて否定しているものでは全くないんです。ただ、これまでの条例協のころからの経過ですとかを考えたときに、今まではそういうふうにおさまっていたと。今回、初めて違う形になりましたよね。そうなれば、一番最初、条例協のころでしたら、大内議長が、大阪市会でいきますと、その後、辻議員、美延議員、木下議員と議長がそれぞれ副についてこられたという経過がございました。会長の補佐をされてこられたという経過がある中で、今回、ある意味、仕切り直しての心機一転新しい法定協の中で、今回、そういう今までとは違う枠組みで臨むのであれば、岡沢議長さんも私も一応議長という立場でありますので、各会派の先生方にそれぞれの所属会派の立場としての発言をすることについて、念のため御了解をいただければというお願いであります。

(今井会長)

先ほど言いましたけど、委員としての発言ということとして受け付けていきたいと、こう思います。それでよろしいですね。

それでは。岡沢委員。

(岡沢委員)

今、床田委員が今、おっしゃっているのは、要するに、我々議長の立場やけれども、公平な立場やねんけれども、この協議会の中ではとにかく私が維新やし、自民やし意見がいろいろ違うかもわからんけれども、その発言は許してくださいよと、こういうことですので、それだけ理解していただいたらいいので。

(今井会長)

わかりました。

床田委員。

(床田委員)

ごめんなさい、何回も。会長のお手間をとって申しわけないんですけども、もしよろしければ、各会派の御了解をいただければありがたいんですけども。岡沢委員と私がそういうことをすることについて。

(今井会長)

これについて、各会派、別に異議ないですか。

(「異議なし」の声あり)

(今井会長)

わかりました。

それでは、進めさせていただきます。

(床田委員)

ありがとうございます。

(今井会長)

坂井副会長、一言御挨拶をお願いいたします。

(坂井副会長)

ただいま、今井会長から御指名をいただきました、副会長、それから、職務代理者としての御指名をいただきました大阪市会議員の坂井良和といいます。よろしくをお願いいたします。

私のほうも協議会の円滑な運営に尽力したいというふうに思いますので、委員の先生方におかれましては、どうか御協力いただきまして、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

自民党の花谷です。

新しい会長と副会長ができたということで、ちょっと確認だけお願いしたいんですけども、我々が参加していない法定協議会で、様々なこと、会長一任という議決をされているようですけども、これについては、新たな会長、副会長が選出されたわけですから、それは御破算になったというか、その議決というのはするんだったらもう一回しないといけないということですか、どのように我々は捉えたらいいですか。

(今井会長)

それについて今までの議決を踏襲して進めさせていただきたいと、このように思います。  
花谷委員。

(花谷委員)

踏襲とはどういうことですか。

(今井会長)

今までの議決をそのまま踏まえながら進めさせていただきたいと、こう思います。

(花谷委員)

もう一回確認。

(今井会長)

生きているということです。

(花谷委員)

そんなら会長一任ということは生きているということですか。

(今井会長)

そうです。

そうしたら次に進めさせていただきます。

次の議題に移らせていただきます。

大都市法第6条第2項に基づく府・市両議会における協定書議案の審議結果について事務局から報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(府市大都市局阿児総務企画担当課長)

大都市局総務企画担当課長の阿児でございます。

恐れ入ります、資料1をごらんいただきたいと思います。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第6条第2項におきまして、知事及び市長は特別区設置協定書に係る議会の審議の結果を特別区設置協議会に通知しなければならないと規定されているところでございます。この規定に基づきまして、大阪府議会及び大阪市会において、平成26年10月27日会議の定例会で、いずれも不承認になった旨、平成26年11月28日付の文書をもちまして、知事、市長からそれぞれ通知があったものでございます。

報告は以上でございます。

(今井会長)

ただいま、事務局から報告がございました。以上が府・市議会における協定書議案の審議結果です。

次に、今後の進め方について、御議論いただければと思います。

まず、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

橋下委員。

(橋下委員)

今、事務局から報告がありましたとおり、この協定書案が先の9月議会において、府議会、市議会でも否決をされました。ただ、これは大阪市議会においては、僕自身、一度も大阪市議会の議員と議論することなく否決をされたということでありまして、大都市局の局長以下、行政職の職員が議員に対して説明をしたというところだけであり、実質的な議論は何らなされないまま否決に至ったところです。したがって、本日は改めて協定書案と

して先の議会に提出した協定書と同じ内容の協定書を協議会に提案することとします。この協定書案をベースに本協議会で御議論いただきまして、建設的な意見があれば柔軟に修正に応じていきたいと思っておりますが、そうした意見がなければ、本協定書案を協議会としてまとめていただきたいと考えております。

市長、知事の意見と考え方と議会の考え方が決定的に今、対立している状況でありまして、二元代表制のもと、このような状態を解決するのは最後は住民投票であると考えております。我々知事、市長も、そして、議員も有権者から選挙で選ばれた存在である以上、両者の考え方が埋めがたいその対立状況になった場合には、知事、市長や議員の上位にある民意に最後、判断を委ねるといのが本来の民主主義のあり方であると考えておりまして、住民投票にきちっと付すべく、次の平成27年2月の府・市両議会に協定書を、議案を提出しまして、そこでしっかりと議決、承認をいただいて、住民投票に向かっていきたいと考えております。

そうしますと、平成27年2月の府・市両議会に協定書議案を提出するには、その1カ月前には協議会として協定書を取りまとめておく必要があります。このため、次回、協議会をこの本協議会、次回は年明け早々、できれば1月13日火曜日に開催をいただきまして、その場でこの協定書案を成案化すべきと考えております。今の議員の任期でいえば、平成27年2月議会が最後の議会になるため、その場で協定書議案を議論し、住民投票を実施するため御承認をいただきたいと考えております。

以上です。

(今井会長)

ただいま、橋下委員から協定書の提案と今後の進め方に関して発言がございました。各委員におかれましては、何か御意見はございますでしょうか。

柳本委員。

(柳本委員)

自民党の柳本でございます。

橋下委員から先ほど、市長のほうから御提案がございましたけども、まず、我が会派として、とりわけ市会議員団として、この経過を受けての考え方を申し述べさせていただきたいと思っております。

先ほど橋下市長のほうから、両議会で否決されたものの市会におきまして、市長との議論が十分になかったという表現がありましたけども、本会議などを通じて、市長との議論もさせていただいているということについては、しっかり申し述べておきたいと思っております。

その上で、府議会、市議会両議会で否決をされたということの重みをしっかりと我々は受けとめていかなければならないというふうに思っておりますので、一旦、この協議会を解散するようなことも含めて、本来であれば検討するべきであるというふうに思っております。

しかしながら、橋下市長のほうから、新たに提案させていただくという話もございました。ただ、これまで正常ではなかった協議会で取りまとめられ、また、両議会で無効まで決議された協定案ということではなく、改めて新たな協定書を考えていくということであ



れば、現行法制度と比較しながら住民にどのような変化をもたらすのかということについて議論をしていく用意は持っておりますけれども、やはりその点については、議会での否決、そして、この間の経過というものを十分に踏まえていただく必要があるかと思っております。

ちょっとここからは会長にお許しをいただけるかどうかということなんですけれども、実は、大都市法の中では、両議会で否決された後に、どのような形でこの特別区設置の議論がなされるかということが記載されておられません。可決された場合はその後、通知があって60日以内に住民投票という手続まで記載されておるんですけども、否決された場合、どういう形でその議論を再び起こすのか、あるいは、それを止めるという手法もあるのかどうかということについての記載がございませんので、もう否決されたのは10月27日でございますので、その後、当局、大都市局におかれましては、総務省との間に、例えば、その協定書が全く同じものが協議会で可決されたとするならば、それも総務大臣の意見を聞かなければならないのかどうか、その上で、微修正のときはどうなのか、そういったことも含めて、否決されたという現状を受けて、総務省との間でどのような議論がなされて、どういう手続が考えられるのかということについて一定何か調整をされているのであればお聞かせいただきたいと思っておりますし、否決という事実があったということをお重く受けとめるのであれば、当然、この2カ月間の間にそういう調整はされているものかと思うんですけども、そのあたり説明をもしお聞かせいただけるのであれば、会長のお許しをいただけるようであればお願いしたいと思います。

(今井会長)

大都市局。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

制度企画担当部長の手向でございます。

議会で不承認となった後、総務省への報告につきましては、速やかに対応するというところで、市会側は10月27日、府議会につきましては、明けた10月28日ということでもございましたので、直ちにその日のうちに不承認となった旨を電話や電子メール等で総務省のほうに報告させていただいたところでございます。柳本委員がおっしゃられましたとおり、大都市法の中では、議会で不承認となった場合の規定はございません。この点につきましては、否決後の協定書の位置づけ、これについては直ちに法解釈が定まるものではございませんので、この点はいまだに総務省のほうから明確な御回答のほうはいただけない状況でございます。

(今井会長)

柳本委員。

(柳本委員)

回答がないということは、問い合わせはされたのでしょうか。

(今井会長)

山口大阪府市大都市局長。

(山口大阪府市大都市局長)

局長の山口です。この点は、我々のほうから総務省のほうに、何度か確認をさせていただいております。

(今井会長)

柳本委員。

(柳本委員)

その回答がない状態の中で、今回、この協議会が年末のこの12月30日という場面で開催をされました。それについては、総務省との間に確認をして、今日、先ほど同じものを出すという話があったわけでございますけれども、そういったことについても仮にこれから議論を経て、どういう手続になるのかわかりませんが、その際には、例えば、総務大臣の意見をもう一度もらうとか、あるいは、もらう必要がないとか、そういったことも含めて確認をされた上で本日の協議会があるという理解でよろしいでしょうか。

(今井会長)

山口大阪府市大都市局長。

(山口大阪府市大都市局長)

まず、総務省との関係で、現時点で我々が明確な回答ということではないんですけども、担当者の見解ということでお伺いをしているのは、当然、微修正があれば、やはりもう一度総務大臣のほうに意見を求めてほしい、そういう御意見をいただいております。

ただ、全く修正がない場合の取り扱いというのは、これはもう法律上明確な規定がないということで、この間も総務省からどういう手続が要るのかということは御回答をしっかりといただいているという状態ではない。ただ、急遽、こういう形で法定協議会を開くことになりましたので、この旨は総務省に連絡をしております、当然、こういう法解釈の問題というのは課題になっていますよねということで、年明け早々、詰めましょうということで、我々は実務的に調整をさせていただくという、そういう手はずになっております。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

今、柳本委員の意見はちょっと2つの論点を含んでいるんですが、総務省での扱いは、13日に今、僕が再度提案した協定書案が成案化した時点で総務省の取り扱いはまたそこで確認をすればいいと思っております。

もう一つの点なんですけども、協定書が一度議会で否決をされた場合の効力の問題です

が、これは様々な見解があるかと思えます。1つは府議会、市議会で否決をされた以上、協定書なるものが全て無効、失効になったという考え方と、府議会、市議会で否決をされたのはあくまでも議案であって、この法定協議会での協定書はそのまま継続していると、要は、協定書自体を無効、失効にさせるためには、この本協議会でもう一度、その採決をして、その協定書についての無効、失効を確認しなければいけないという、これは様々な解釈があるかと思えますが、そのような解釈は横に置いておいて、今、僕が新たにもう一度、再度、この協定書案を提案しましたので、府議会、市議会で一度、否決されたということについて議論する実益は全くありませんので、今、ここでとにかく法定協議会が再開をされ、そして、新たに市長からこの特別区設置協定書案が提案されたというこの事実をもって、府議会、市議会で否決されたことについての議論はもう終わらせるべきだと思っています。

そして、総務省がどのような取り扱いをするかということは、13日の次回の法定協議会で成案化した時点において、それまでに大都市局のほうに総務省に確認をすればいいことですので、今、柳本委員から出た意見については議論するまでもなく、この協議の進行を進めていただきたいと思います。

(柳本委員)

最後に。

(今井会長)

最後に。

(柳本委員)

この件に関しては、これで発言を最後にさせていただきたいと思えます。1点だけ聞くんですけど、これで最後にさせていただきます。

協定書の取り扱いについての橋下市長の御認識とお考えは今、お聞かせいただいたとおりでございます。また、総務省との間で明確に今現在、議論がなされて、どういうふうにすべきだというような回答を得ているわけでないということもよくわかりました。そういう現状の中で、議論を進めることができるということは私も決して否定するものではありません。

その上で、最後にお聞きしたいのは、であるならば、両議会の否決を受けて、この特別区設置の議論をもう終わりですよとするためにはどのような手続が必要か、総務省に確認されたことはありますか。あるいはどのような形が考えられますか。教えてください。

(今井会長)

それは、大都市局に聞くの。

(柳本委員)

大都市局に。

(今井会長)

山口大阪府市大都市局長。

(山口大阪府市大都市局長)

そういう形でのお問い合わせというのは総務省にはしたことはありません。

(柳本委員)

終わらせ方は何か。

(山口大阪府市大都市局長)

終わらせ方ということも特にお聞きしたことはなくて、ただ、法律論でいいますと、当然法定協議会を役目が終えたということで解散をするということが当然議論は終盤ということになるかと思いますので、そういう手続をとれば、当然、法律的にはなくなるのかなというふうに理解をしておるところでございます。

(柳本委員)

結構です。

(今井会長)

ほかに御意見はございませんか。

長尾委員。

(長尾委員)

民主みらいの長尾です。

私のほうからも今後の進め方といいますか、ただいまの橋下市長の御提案について申し上げたいと思います。

唐突に橋下市長から先ほど否決されたという報告があったばかりの協定書と同じものが提案をされましたけれども、全く理解ができません。そもそも本日の法定協は何のために開催をされているのでしょうか。協定書の承認が両議会で否決をされたのであり、協定書は廃案であり存在をいたしません。法定協議会はまだいま、柳本委員もおっしゃいましたが、解散をするのが筋でございます。それでもなお、もし大都市法に基づいて住民投票まで進みたいということならば、協定書を一から作り直す議論を法定協でしなければなりません。代表者会議も事前に開かれず、一方的に本日、役所の閉庁日にもかかわらず法定協が招集をされましたが、スケジュールありなのか、ただいま橋下市長から日程の提案もございました。次回には成案化したいということでもあります。これから決められるべき日程があらかじめ設定されていること自身が不可解でありますし、とてもこのままでは正常な法定協議会とはいえない、形式的に開かれているにすぎないというふうに言わざるを得ません。

先ほど、議会での議論のことも御指摘がございました。協定書が否決されたのは、手続的に無効ということももちろんありますけれども、中身についても支離滅裂であると、と

でも実現可能なものとはいえない、無理やり実現しようとするれば住民に迷惑をかける代物であり、とても住民投票にかけるに値しないということが理由でありました。先ほども申し上げましたが、もし、引き続き法定協議会で議論をすれば期限は切らずに、協定書をつくり直す議論をしなければ開催する意味がないということを我が会派としては申し上げたいと思います。

以上です。

(今井会長)

浅田委員。

(浅田委員)

長尾委員にも改めて申し上げたいんですけど、法定協議会の設置目的というのはもう書かれてあるわけです。協定書をつくることです。協定書の中身、8項目について委員同士が意見を交わして、協定書をつくれというのが僕らのマンドートです。それにもかかわらず、僕らは1年以上2年かけていろいろ御指摘を踏まえて提案を修正して今日にきましたけど、長尾委員、あんた、協定書、あなたのところは代替案とかあるんですか。これからまた新たにつくれと言うてはるけど、1年半否定、否定、否定で、こんな協議会すら要らん、そういう発言もありました。自分のマンドートを忘れて、議会から我々委員に付託されているというのは協定書をつくれということですよ。協定書をつくる、そういう目的を持って出てきている委員が、全然その準備もせえへんと、これは不十分だからやり直せ、やり直せ、自分のところは代替があるんかといったら何もない。どうするんですか。

(今井会長)

長尾委員。

(長尾委員)

私どもは一度も協定書の議論を否定したことはございません。問題点を多々指摘してきたわけです。逆にそれに対する何ら改善というか、回答はないじゃないですか。もともとのままですよ。そのことを申し上げております。

(今井会長)

浅田委員。

(浅田委員)

回答がなかったら、あなた方が用意するのが役割でしょう。

(長尾委員)

いや、違いますよ、それは提案している側が。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

長尾委員の今の御意見は、司法の手続と議会の手続を混同されていると思います。司法の手続は一度決まったことは時の経過とともに変わることはありませんが、議会のプロセスというものは、時の経過とともにその民意の状況によって変わることあります。今回、先の衆議院総選挙における維新の党、我々大阪維新の会が源となっている維新の党の得票数によって、その票の状況を見ながら、そして、民意というものを適切に汲みながら、時の有権者の意識というものを反映させるのが議会というものですから、僕は今度の2月議会で、この先の9月議会の状況とは変わるというふうに思っています。ですから、協定書案の中身は変えずとも、議会の状況が僕は政治的に変わると思っていますので、その9月議会ではもちろん否決にはなりましたが、次の2月議会では9月議会とは違う状況になると思っていますので、この協定書案をしっかりと2月議会に出すべく、この本協議会で次の1月13日までには成案化をきちっとやっていただきたいと思っています。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

この進め方の問題で、我々日本共産党の考え方も申し上げたいと思います。

冒頭、松井知事のほうから、今日の法定協議会、経過、開かれた理由として、公明さん、自民さん、民主・みらいさん、共産所属の委員から早期招集を求める開催請求があったというふうにおっしゃいました。我々もきちんと議論がなされて、もちろん今まで議論してきた協定書というのは、とてもではないけれども市民の暮らしをずたずたにするという意味でずっと批判を申し上げてきましたけれども、法の趣旨に照らしたら、法定協を再開してきちんと議論していくということは当然のことだというふうに考えています。

しかし、先ほどからありますように、あの協定書というのは無効の決議が府議会でも市会でもなされている上に否決をされたということで、幾らそこに政治的力関係が変わったとかいろいろおっしゃったとしても、あの協定書がどうなのかという点について、そこが揺らぐわけではないと思います。ですから、今、本当に法定協議会を再開して、先ほどの理由のように我々が求めたからだとおっしゃるんだったら、一からやっぱり協定書案を練り上げるという作業を全力でしていくというのがこの協議会の任務だというふうに思います。

にもかかわらず、はっきりと1月13日に成案化するんだと。2月議会で議決をするんだというふうに、マスコミ報道では住民投票の日程さえ出ているというような、もう日程ありき、結論ありき、住民投票ありき、十分議論ができないというそういう形で開かれた法定協議会は、やはり正常なものだとはいえませんが、異常な形骸化されたものだというふうに思います。とてもこういう状況で、しかも否決をされた協定書をそのまま持ち込んで突き進んでも、数の力で成案化させるなんてことは到底認められないということを申し

上げたいと思います。

(今井会長)

ほか、ありませんか。  
宮原委員。

(宮原委員)

市議会の経過は私はよく存じ上げませんが、少なくとも、府議会では総務の常任委員会でも、あるいは本会議の場でも、真摯にこの問題は議論をされました。その上で否決をしているわけで、その否決の事実をきちんと重みは受けとめていただかないと、橋下市長と松井知事におかれてはやっぱり具合が悪いと、私は一つはそれ思います。

もう一つは、先の総選挙のことをおっしゃいましたが、必ずしも維新の会が過半数をとっているわけじゃないんです。比較第一党になったということであって、それを必ずしも政治的な力関係の変化だというふうにおっしゃるのは、ちょっとそれは事実からいって違う、全くの事実と違う欺瞞だと思いますけど。そういう点ではやっぱり1月13日にその日程をきるというのは、それはやっぱり具合が悪いということは申し上げておきたいと思います。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

宮原委員もそうなんですけど、山中委員もそうなんですけど、我々、裁判官じゃないんです。選挙で選ばれた公選職ですから、民意というものを汲んだ上でそれぞれ判断をしなければいけないわけですね。自分たちの個人的な主義主張、政治的な考え方、それだけで判断をしたらだめなものです。いや、ですから、9月議会の状況と、今の状況、その民意を真摯に汲み取った上で判断をしましょうと。維新の党が比較第一党になったけれども、過半数をとっていないということはおっしゃるとおりです。でも、どの政党も過半数をとっている政党なんかありません。

ですから、僕が言いたいのは、大阪都構想について本当にこれが正しいのかどうかということは、今の段階で確定的に言える段階ではないけれども、少なくとも、住民の皆さんが自分たちで決めさせてくれという声も一定あるということです。

だから、維新の党は、維新の会はこれまでずっと言ってきましたけども、この問題については、もう議会、市長、知事が確定的に最終判断を下す問題ではないと。これはいわば僕自身も有権者の得票率でいえば20%あるかどうかです。野党の皆さんだって同じですよ。たかだか有権者のうちの20%ぐらいしか票をもらっていない僕らが最終判断を下すのではなくて、有権者自身に判断をしてもらおうじゃないですかと。それは、これまでずっと我々が主張してきた中で、今回、大阪府下の衆議院総選挙の得票の結果を見れば、過半数は得ていないけれども30%を超えている、そういう票があるということであれば、これはどちらが正しいかは最後は住民投票で決めましょうと。そういう僕は状況になった

と判断するのが公選職の本来の判断だと思っていまして、今、この状況に至ってもまだ市議会の皆さんが大阪都構想を葬り去ると、確定的に葬り去ること自体が、僕は民主主義に対する冒涇だと思います。

ですから、僕自身は大阪都構想が正しいとは思っているけれども、でも、住民投票で否決されたらもうそれに従おうということなんですから、だから、野党各会派の皆さんももうちょっと有権者の皆さんに、民意に真摯に向き合ってもらって、そちらで出た、民意で出た、住民投票で出た結論に従うということを含んでここで確認すればいいんじゃないですか。我々ただか有権者の20%ぐらいしか票を得ていないんですから、そんなに偉そうに言える立場じゃないんですから住民投票で決めましょうということです。住民投票に付するためには2月議会で承認を得る。そのためには1月13日にきちっと今回の協定書案の採決を得ると、このプロセスでしっかりやっていきたいと思っています。

(今井会長)

柳本委員。

(柳本委員)

改めて、この協議会の位置づけ、そして、大都市法に基づく特別区設置の議論の進め方について確認をしなければならぬと感じました。

浅田委員もおっしゃいました、確かに、この協議会は協議会規約の第3条に大都市の区域における特別区設置協定書を作成することと定められております。しかしながら、これはただ単に協定書、何でもいから作成したらいいというものではなくて、やはり大阪府民、なかんずく大阪市民にとってよりよい生活が見込めるというような前提に立った協定書であるべきだというふうに思っております。あわせていうならば、第3条第2項には、前項に掲げるもののほか、大阪市の区域における特別区の設置に関し、必要な協議を行うことと記されておりますので、すなわち協定書を作成すること以外についても特別区設置に関して議論することができるとなっております。私たちはこの協議会において、現行法制度上、すなわち、政令市である大阪市と特別区を設置した場合とで、どのような住民サービスにおける改悪があるのか、あるいはいい点があるのかということをもより明確にすべきだということでも主張し続けてきました。その上で、大都市局に対しても、現行法制度との比較をしっかりとすべきじゃないかということも伝えさせていただきましたけれども、残念ながら、そのような資料は何ひとつとして出てこなかったという事実をまずもって申し上げなければならないと思っております。そして、その上で、大阪市民のためによくなるというこの協議会での全体の認識が持てた上で、協定書が可決されるということが非常に重要であるというふうに思っております。

そして、さらに言うならば、住民投票の話も出てきておりますけれども、大都市法によりますと、これはあくまでも両議会で可決されたときに住民投票の手続になるというふうになっております。この可決ということにつきましても、出てきた協定書案がまさに大阪市民にとって資すると、大阪の発展につながるという理解のもとでの可決に基づいてやはり住民投票というものはなされるべきであるというふうに思いますので、そういった方向で考えるのであれば、今、この場で議論すべき協定書案というものはやはりこれからさらに



議論を深めることがなければよりよいものは決してできない、この議論も非常に形骸化したもので、ただ単に1月13日に可決するためだけのものになってしまうということは申し上げておきたいと思います。

(今井会長)

浅田委員。

(浅田委員)

柳本委員に申し上げたいんですけど、今、柳本委員がおっしゃった内容そのものが正しいからこそ住民に聞くべきだというのが私の意見です。

(今井会長)

ほか、ございませんか。

松井委員。

(松井委員)

どちらにしましても、この法定協議会に委員として選任される委員は全て民意で選ばれた、任期付で議会に送り出していただいたメンバーであります。我々に与えられている任期、4年という間に、やはり住民の皆さんに判断をいただける協議書をまとめるのはこれはやっぱり任期付公選職の使命だと考えておりますし、であるならば、4月には統一地方選挙が行われるわけであります。そうなれば、ここの委員の入れ替わりというものもあるわけで、現状の委員として責任を持って住民投票、住民の意見を聞くということであれば、2月の議会において両議会で議決をするところまではこれはやっぱり与えられた使命だと思いますので、市長の提案をぜひ御理解をいただきたいと、こう思っています。

(今井会長)

ほか。

清水委員。

(清水委員)

私の一委員としての発言をさせていただきたいと思います。

まず、今回、特別区設置協定書案、本日提案をいただきました。中を全部確認しておりませんが、前回、出されたものと同じものであるということではないのでしょうか。

(今井会長)

山口大阪府市大都市局長。

(山口大阪府市大都市局長)

前回に出させていただいたものと同様のものがございます。

(今井会長)

清水委員。

(清水委員)

それでは、この協定書案につきましては、我々大阪府議会におきましても本会議、それから、委員会におきまして、時間の許す限りしっかりと議論をさせていただきました。その中で、我々公明党議員もそうした場でこの協定書に書かれている構造的な問題、それから、一つ一つの具体的な課題を指摘をさせていただきましたし、その見解につきましては、総務常任委員会での意見開陳、それから、本会議の最後の討論の中で述べさせていただいております、その主張に沿って私たち公明党としては、この設置協定書案ではだめだという判断を10月の議会で示させていただいた、この見解は私、委員として全く変わっていないということを申し上げたいと思います。

今回、このような形で法定協議会が再開をされました。本来、この法定協議会が再開されて、一旦、廃案となったこの案をもう一度仕切り直して、しっかりとした議論を尽くしていいものにしていこうと、こういう趣旨であれば当然、賛成しながら一緒に議論を進めていかなければならないと思っています。

ただ、先ほど、市長のほうから御提示のあったスケジュール、この2月議会の中で結論を出したいと、このスケジュール感でいって、次の1月13日に法定協議会としての結論を見出した上で総務省との調整も含めて2月議会に上程したいというスケジュール感を示されましたが、私たち、これまで法定協議会にずっとかかわってきまして、そのタイトな日程の中に構造的な問題を根本的に議論し尽くしてやっていけるかどうか、非常に疑問に思っております。そういう意味では、もちろんこの委員として参加している以上、この問題に真摯に向き合わなければならないと思いますけれども、この期間中に一定の結論を出せと、この協定書案なるものが、これまでと同じものでとどまるならば、私が一委員としてこれには賛成できないという思いを持っています。

ただし、先ほど橋下市長がおっしゃった民意ということの受けとめなんですけれども、前回の衆議院選挙の民意がどうかと、これは私は一切考えておりません。本来であれば、こうした大阪府議会、大阪市会が中心となつてつくってきました法定協議会の民意をどういう形で問うべきなのか。一つは私は次の統一地方選挙ではなかったかなと思っています。ここで私たちはこれまでの議会での様々な議論の結果、いわゆる大阪都構想に対する各党派の見解をしっかりと申し述べながら、大阪市民、大阪府民の皆さん方に私たちの党として、党派としての主張をしっかりと御理解いただく努力をして、少しでも両議会において我々の意見が反映できるような民意を得たいというふうに思っております。

ただ、私どもにもいろんな意見が寄せられておきまして、確かに議会での審議というのは大事であろう。議会での手続も大事だろうと。だけど、最後は住民の声で決すべきではないのかというお声があることも確かです。そういうことから、現時点で、私たちに寄せられています住民投票で決着をつけるべきではないのかということについても、私たちは真摯に今回、検討しようというふうに決めさせていただきました。そういう意味で、この中身についての議論は議論としてまたしっかりとやらせていただきたい。ただ、住民投票で最後は決着をつけようという、この考えについても我々は真正面から向き合っていく

いというふうに思っておりますので、次、13日の段階で、どのような協定書案についての態度を示していくのか、ちょっとこれはやはりきょうお聞きただけで私の一委員としては意見は言えなくても、ちょっと会派としてしっかりと協議をさせていただいた上で、責任ある発言を次回、させていただきたいと思っておりますので、そのようにお取り計らいいただきたいと思っております。

(今井会長)

ほか、よろしいですか。

宮原委員。

(宮原委員)

1つは、橋下市長に対する反論ですけど、橋下市長もおっしゃったように3割少しなんですよね。逆に言うと、7割近い人たちは、実際に総選挙は都構想は別にいうほど争点になっていませんが、仮に都構想の問題を争点としたとしても、それはそれで反対のほうが多かったというのも客観的に、もし橋下市長がそういう方をされるんだっただけですけど、多いということも事実だと思います。

それと、もう一つは、やはり今度の協定書の一つの大きな問題点は、市民にどんな被害があるか、維新の会の皆さんが大阪都構想によって何をやりたいか、カジノもその一つでしょうけど、そういう類いのことが十分に中身がわからない、わかるような資料が出されていないもとの議論されようとしているという点では、私は総務常任委員会では闇の協定書だと言わせていただいたんですけど、もっと市民にとって中身がよくわかる、そういう協定書に少なくともするというのが、中身のいい悪いということと同時に、やっぱり市民から見て、自分たちの暮らしとどういう関係があるのか、あるいは大阪府や大阪市の財政と今後、どういう関係をしていくのかというようなことをある程度わかるような議論をした上でないと、内容的な以前に手続としても瑕疵が残ると、私はそういうふうに思っています。そういう点では、13日に全てを切るということが必ずしも正しいとは思いませんので、次の13日に委員会を開くということは了としますが、13日に決着をつけるということは必ずしもめめないということを申し上げておきたいと思っております。

(今井会長)

浅田委員。

(浅田委員)

今、お話を聞いておりますと、協定書の中身に関する意見もあるし、進め方、プロセスに関しての意見もあります。先ほど、橋下市長が提案されましたのは、これから協定書の提案と今後の進め方についてこういうふうにしたいという提案をされております。いろいろ議論、御意見を聞かせていただいておりますけれども、今、これまでに出了意見でほぼ集約されていると思っておりますので、橋下委員が先ほどおっしゃった協定書の提案と今後の進め方につきまして、規約第6条第4項に基づいて採決をしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(今井会長)

ただいま、浅田委員から橋下委員の協定書案の提案と今後の進め方について、採決してはいかがかと動議が出されました。

清水委員。

(清水委員)

先ほど私、申し上げたように、橋下市長の提案は今日、お聞かせいただきました。その趣旨と、それから、スケジュール感も含めて今日お聞きしました。ただ、これは具体的に次、動き出すとなれば、もちろん私たちは委員として、代表して参加はしておりますけれども、やっぱりきちっと会派としてその辺を意見を取りまとめた上で、これも日程をここで今日で決めてしまえばもうそれで進んでしまうわけですから、少なくとも議員として、13日には私どもはきちっとその考え方を持ってくると言っているんですから、ここで結論を出してくださいというのはちょっと先ほど私が申し上げた持ち帰らせてほしいということが全く考慮されていないように思うんですが、どうでしょうか。

(今井会長)

ちょっと暫時、休憩いたします。

(床田委員)

何で。

(今井会長)

トイレへ行きたいから。20分間の。

(床田委員)

職務代理者がいらっしゃるから、よろしいんと違いますの。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

僕の提案の趣旨は、13日にその協定書案について一定の結論を得ると、そのことについてはきちっとこの法定協議会で確定をさせてくださいというふうに言っているわけですから、この協定書案に、今、ここでこれが丸かペケかを出してくださいと言っているわけではありません。きちっと2月議会に上程をするために、議案として上程をするために1月13日の次回の法定協議会できちっと結論を出すというところまでが僕の今回の提案ですから、その趣旨を踏まえて、今回、そこまではこの協議会で採決をして、決定をしていただきたいと思っています。

(今井会長)

清水委員。

(清水委員)

そこが今回のポイントなんですよ、やっぱり。別にそれを13日に開いてはいけなとか、13日に決をとってはいけなとか、そういうことを言っているんじゃないんです。そういうことも踏まえて、13日に開かれるということを私は会派に持って帰らないといけなんです。それで、次の13日にそういうことが想定されていますと、そのときに、きちっと会派としての意見を私たちが代表して持ってこないといけなんですということで、これから年末年始、会派の皆さん方としっかりと協議しないといけなんです。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

清水委員、今日、ここまでこの年末にこういう法定協議会を開かせていただきまして、清水委員のお話もわかりますけど、じゃあ、ちょっと一旦休憩をさせていただいて、公明党さんの考えをまとめていただきたいと思います。

(今井会長)

ちょっと静かにしてください。

今から、暫時休憩をしたいと思います。4時15分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

《 休 憩 》

(今井会長)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

橋下委員。

(橋下委員)

再度、提案の趣旨を確認させていただきます。

平成27年2月議会、来年の2月議会にこの協定書を議案として提出するためにも、来年の1月13日に法定協議会を次回、開いていただいて、今回、提出しました、提案しましたこの特別区設置協定書案を、これをきちっと結論を得ると、そういうことを今回、提案させてもらいたいと思っています。

(今井会長)

清水委員。

(清水委員)

今、橋下市長のほうからありました提案につきまして、先ほどちょっと持ち帰ることでいろいろと誤解があったようですけれども、1月13日の開会、なおそこで協議会として協定書を取りまとめたいということについて了解をさせていただく。ただし、内容の賛否については、会派でしっかりと協議をさせていただきたいと思いますので、持ち帰りをさせていただきたいと思います。

(今井会長)

ただいま兩名の委員から意見がございました。今後の進め方について採決をとりたいと思いますが、御意見はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(今井会長)

それでは、採決をさせていただきます。

それでは、橋下委員の協定書案の提案と今後の進め方について、規約第6条第4項に基づく採決に移りたいと思います。

今後の進め方については、平成27年2月の府・市両議会に協定書議案を提出する。そのため、次回協議会を1月13日火曜日に開催をして、その場で協議会として協定書を取りまとめるということに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

(今井会長)

起立多数です。

よって、今後の進め方については、平成27年2月の府・市両議会に協定書議案を提出いたします。そのため、次回協議会を1月13日火曜日に開催をして、その場で協議会として協定書を取りまとめていきます。ということに決しましたので、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定の協議が終了いたしました。

次回の。

(橋下委員)

今井会長、もう一つあるんですけども。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

住民の皆さんに対する広報なんですけれども、本来は協議会の進行状況を、協議会での

話をきちっと住民の皆さんに伝えなければいけないんですが、ただ、これまでの政治的な状況から、協議会だよりの発行を自粛してきました。ただ、本日、今回、維新の会だけではなく、他会派の皆さんも入っていただいた上で協議会を再開することになりまして、これを踏まえまして次回1月13日の協議結果もあわせて協議会だよりの発行を再開してはどうかと思っています。この点について御審議をお願いしたいと思っています。

(今井会長)

ただいま橋下委員から広報に関する御発言がございました。この際、何か御意見はありますか。

辻委員。

(辻委員)

都構想問題については、アンケート調査では一時過半数の方々が都構想賛成という御意見があったけれども、その内実については、7割の人たちが都構想の内容を知らない、これは橋下市長のほうからもそういうことではいかんというお話だったと思います。この1年間停滞状態と私たちは見ておりますけれども、都構想の状況を含めて、また、否決をされた実態も含めて、全部洗いざらい市民の皆さんにきちっと広報していただきたいと思っています。今日もいろんな反対意見も出ましたし、様々な見解があるということを市民の方々に知っていただいた上で、住民投票に向けてということを是非ともお願いしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

(今井会長)

ほか、御意見ございませんか。

床田委員。

(床田委員)

来月の13日の開会も含めた幾つかのことがただいま決定したわけなんですけども、私、今日、初めての参加なもので、幾つかちょっとやはり疑問に思うことがあったんで、ちょっと議論をお願いいたします。

まず、この規約について、この間いろんな議論がなされております。今日につきましても、例えば、会長の選任であったりですとか、柳本委員からの発言のあったように、議会で否決された場合の対応であったりですとか、例えば、今のお手洗い休憩の休憩のとり方ですとか、いろんな権限、何がどうなのかと。この規約について書かれていること、そうでない場合の想定範囲が非常に私は狭いような感じを持っていますので、もう少しこの規約を法定協の運営に混乱が及ばないような規約の運営をこの任期でやり遂げることがあるのであれば、これをイの一番にやっていただきたいということをぜひお願いしたいのと、13日に決定をしたんですけども、13日開会に当たりましては、先ほど長尾委員がおっしゃったように、これまで代表者会議というのを開会して、そこで代表者の中で議論された後にこの法定協が開会されているという経過だったと存じていますので、今後につきましても、代表者会議の開会を速やかにしていただきますようによろしくをお願いいたします。

(今井会長)

ほか、御意見はございませんか。

まず、私のほうからは、協議会の広報の発行については、内容の吟味、各見解等を調整していただいて広報していただくということで事務局はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、この会は会務を総理するのは会長ということになっておりますので、今の御意見も拝聴しながら最善を尽くしていきたく、このように思ひます。

それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(今井会長)

わかりました。

以上で、本日の会議を終了したいと。

どうぞ。

(床田委員)

代表者会議について。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

代表者会議につきましては、本来は議事運営上、様々な協議会の運営についての話は代表者会議が必要だったと思ひますが、もう1月13日1回でこの中身の議論をして決定するところまで今日、決まりましたので、代表者会議の運営についての代表者会議の開催は必要ないと、こう思ひます。

(今井会長)

床田委員。

(床田委員)

今、松井委員、そうはおっしゃったんですけども、1月13日のこの会議が最後なのかどうなのか、何の保証もないわけで、13日の委員各位の御意見によっては今後末永く大阪のための発展的な議論がなされる可能性もありますので、今日、新しい。

(松井委員)

床田委員、何を聞いていたのか。



(床田委員)

ちょっと待って。松井委員、済みません、今、発言中やからちょっと。

(今井会長)

はい、どうぞ、どうぞ。

(松井委員)

いや、聞いている、ちょっと一回、耳ほじらなあかん。

(今井会長)

どうぞ、どうぞ、簡単にやってください。

(床田委員)

それでいいの。

(松井委員)

何が。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

橋下市長の提案をもう一度、橋下市長、ちょっとわかりやすく。そして、今、可決されたことをわかりやすくお願いします。

(橋下委員)

来年の2月議会に議案を上程するために、1月13日でのこの協定書案については取りまとめるということ为先ほど協議会で賛成多数で可決したということですから、1月13日以降、協議が続くことはありません。13日でもう取りまとめるということが決まっています。

(今井会長)

床田委員。

(床田委員)

じゃあ、聞き方を変えます。1月13日以降はこの法定協は開かれないということですか。

(松井委員)

可決成立していますから。

(床田委員)

じゃあ、次回でこの法定協は最後ということですね。

(松井委員)

可決成立します。

(床田委員)

じゃあ、今井会長、済みません。最後の場合、この法定協の解散の手續、それをどうお考えですか。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

解散については、長が、市長、知事が発議して議会の承認を得るものですから、解散の必要性は知事、市長、僕ら、松井知事と僕がしっかり吟味して議会のほうに発議をしますから、それはまた僕らの判断にらせていただきたいと思います。

(今井会長)

床田委員。

(床田委員)

何回もごめんなさい。

先ほど、次回で可決するというお話があったと思うんですけども、まだ決もとっていないのになぜ可決するのかというのは私はちょっと、ごめんなさい、初めてやからよくわかりません。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

可決ではなくて、これは公明党さんが持ち帰るということを言われましたので、結論を得るということです。きちっとした採決をして取りまとめをするということであって、中身については公明党さんは持ち帰られている、議論されると思います。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

済みません、言い方を間違いました。

議決を得るです。可決じゃなくて議決を得るということです。

(今井会長)

床田委員。

(床田委員)

じゃあ、議決ということですので、採決をとるということですよ、ですから、それが通る場合もあれば、通らない場合もあるじゃないですか、仮に通らなかった場合のことを考えて、今までのような運営にしないためにも規約を会長のもとしっきりとした法定協が運営できるようにこの規約をもう少ししっきりとまとめませんか。そして、今までのように、代表者会議を開いて円滑な議論をしませんかという提案をさせていただいておりますので。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは取りまとめるというふうに言いましたので、取りまとめが行われるんです、1月13日には。もうそこで普通の国語で考えてください。取りまとめるんですから。

(今井会長)

よろしく御理解のほどをお願いいたします。

山中委員。

(山中委員)

13日に取りまとまるのかどうかあれですけども、少なくとも1月13日の法定協議会というものも議論はやっぱりする協議会であるべきだということを考えたら、代表者会議は要りませんという意味が私には理解できないんですけども。つまり、我々だって13日に向けて発言をするのであればするで資料の準備であるとか、発言の中身の準備も要りますし、どのような協議会にするのかということも代表者会議で決めなければ、まさか、はい、始まりました、はい、採決ですというふうにお考えではないと思いますので、やはり代表者会議は要らないというのはおかしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

(今井会長)

これは最後は会長が会務を総理していきますので、必要であればそのことは考えますが、今日現在のところ、今のところその必要は考えておりません。

床田委員。

(床田委員)

採決まで会長に一任するということですか。いや、今の御発言ではそう聞き取れますよ。

(今井会長)

採決は私は一任されていません。

(床田委員)

でしょう。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

最後、議決を得る、取りまとめるときに、どの時点で会を総理して、どの時点で議決によって物事を決するかどうかは会の運営者である会長の権限です。

(今井会長)

最後のところはね。

(柳本委員)

ただ、例えば、採決するにしても、事前に各党派の見解表明を求めるのかとか、あるいは、求めたときに、例えば、20分ぐらいしゃべり出したら長いとって削られる場合もあるわけじゃないですか。そういうことを考えると、事前に協議をして、それで見解表明をするのか、しないのか、する場合においてはおおむねどれくらいにしましょうということぐらい、代表者会議をやってもいいじゃないですか。その上で、あとはもう総理する会長にお任せしますけども、ある程度、我々もいたずらにこの会議を妨害しているとか、変に延ばしているとか、そんなことを言われるようなことをしたいわけではありませんので、逆にそれであるならば、事前に代表者会議をすれば、見解表明しましょう、その中で5分から長くても10分で抑えてくださいねということであれば、その中におさめるじゃないですか。それぐらいはちょっと寛容に取り扱っていただければ幸いです。

(今井会長)

僕、その辺、寛容性は余りないんですが、しかし、事前に進行上スムーズに進めたいということでありましたら、一応考慮はさせていただきます。

それでは、本日の会議をこれで終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。